

# 多摩支部FAX通信

平成29年9月22日

(一社)東京都トラック協会多摩支部 No.236

会 員 各 位

一般社団法人 東京都トラック協会  
物流政策委員会  
委員長 藤 倉 泰 徳

駐車違反取締りに係る状況等の調査について（協力依頼）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年6月1日から施行されました改正道路交通法のうちの違法駐車対策に関しまして、これまでもアンケート調査等、会員各位のご協力により、都議会のほか、警視庁及び東京都や自治体等へ荷捌き中のトラックへの駐車禁止規制の緩和、集荷配送用トラックの駐車場所確保と施設整備促進等を要望し、駐車問題対策の取り組みに努めてきたところであります。

現在では一部の地域において、駐車規制緩和区間や貨物車用パーキングメーター・チケットの設置、路内・路外荷捌き施設の拡充等の措置がとられてきましたが、依然として荷捌き場所の確保等、未だ対応に苦慮している状況にあり、駐車問題対応は業界の生産性向上、労働条件の改善に向けた取り組みの阻害要因となっております。

一方で、政府が進める「働き方改革」の一環で、今般、警察庁では今年度中に全国の警察に通達を発出し、集配する運転手が周辺の駐車場を探し配送先まで移動する時間を短縮して負担を軽減することを目的に、駐車規制の運用見直しにより「道路上に駐車可能な場所を増やす」との方針が打ち出されました。

そこで、この機を捉え、集荷・配達時の取締り状況や駐車規制を緩和すべき地点等を調査し、今後の駐車規制緩和要望の基礎資料とするため、全会員アンケート調査（別添）を実施することと致しました。

つきましては、ご多忙中恐縮ですが貴社ドライバー等、皆様方から下記により情報提供・ご意見等を戴きたく、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、このアンケート調査は最新の取り締まり実態を把握し、駐車問題対策の基礎データとして活用することを目的として行っております。頂戴したご意見等は、本調査の目的以外に使用することはありません。また、ご回答内容に関し個人が特定されることはありません。

ご不明な点がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

※本アンケートは、平成29年10月31日（火）までに東ト協業務課あてに、  
F A X（03-3359-4983）又はメール（[unkan@tta.ne.jp](mailto:unkan@tta.ne.jp)）にてご送信ください。

～本件に関するお問い合わせ先～

(一社)東京都トラック協会 運行管理部業務課

電 話：03-3359-6257

F A X：03-3359-4983

E-mail：[unkan@tta.ne.jp](mailto:unkan@tta.ne.jp)（メールにて回答の方はこちら）